

平成28年6月3日

嬉野市議会議長 田口 好秋 様

総務企画常任委員会  
委員長 辻 浩一

## 総務企画常任委員会報告書

平成28年3月議会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則107条の規定により報告する。

### 付託事件名 市が所有する施設について

#### ◎調査理由

平成28年4月4日、嬉野市が所有する市内農村公園・都市公園の現状と課題を調査するため下記の公園を視察した。

#### ◎調査の概要

調査日 平成28年4月4日（月）

調査場所 嬉野市内農村公園及び都市公園

農村公園：西山農村公園・牛坂農村公園・谷所農村公園

都市公園：皿屋公園・西公園・轟の滝公園・川端緑地公園・東公園・籠原公園

対応者 農林課、建設・新幹線課

#### ◎現状と課題

##### ○西山農村公園

地元管理が十分になされており公園自体の課題はないが、現在進入路付近に太陽光発電が建設されている。また境界の登記についての協議がなされており、公園利用者に支障が無いよう進入路、駐車場の確保を求める。

##### ○牛坂農村公園

集落から距離があり、坂道である事と駐車場が少ないことなどから利用がなされていないようでありまた、グラウンド面もイノシシの被害があり使用できる状況ではないことから管理もなされていない。今後の利用や管理について地元と協議し、防犯の観点からトイレについては撤去も検討すべきである。

○谷所農村公園

利用状況、管理状況問題はないと考える。

○皿屋公園

地元所有から嬉野町に移管された公園で、現在オルレコースの一部にもなっている。イノシシの被害が出ている箇所もありトイレも含め、オルレのお客様に支障が無いような管理を望む。

○西公園

医療センターの所有の土地もあり、使用料の関係から管理していない部分がある。今後移転に伴い所有も含め改善できる予定である。

○轟の滝公園

オルレのコースでもあり、県の管理ではあるが景観面から橋の塗装改修は必要ではないかと考える。また、散歩コースで利用者も多くイベント等もあるので、管理面から大型の重機などが搬入できる管理道も必要ではないかと考える。

○川端公園

轟橋から曙橋までの塩田川上流右岸の緑地体である。桜並木の年数が経過しており、また、病気も含めた継続的な管理が必要であり、更に市道側溝の改修の継続も求める。

○東公園

地元所有の一部を管理している状況である。今後の活用と管理について地元と共通認識の確認を求める。

○籠原公園

元嬉野保育所跡地である。周囲が住宅地であり住民とのトラブルが無いような利用が必要であり、また一部分に配湯管が露出している箇所があるので、十分な安全対策が必要である。

◎委員会の意見

それぞれ課題はあるが、牛坂農村公園以外は概ね適正な管理がなされていた。ただ、除草に関しては市民からの意見も多いと思うので適期での管理を求める。農村公園・都市公園建設時の財源や管理の手法が異なるので、将来的に条件が整えば遊具などの管理含め、一所管での一元管理が必要ではないかと考える。